

第4章 推進にあたって

1 市民・地域コミュニティ・事業者・市の連携と役割

市民が健康で幸せにとの願いを込めた「健幸」という新たな理念のもと、それぞれが、自助、共助、公助の考え方を基本として「見附市健幸基本条例」「見附市歩こう条例」に基づき、協働で健幸なまちづくりに取り組みます。

市民の役割

市民は健幸なまちづくりについての理解と関心を深め、自ら健やかで充実した生活を営むことができるよう、市が進める健幸なまちづくり施策に積極的に参加するよう努めるものとします。

地域コミュニティの役割

地域コミュニティは地域内の連携をはかり、地域住民が健幸な生活を送れるよう、市が実施する健幸なまちづくり施策に協力するよう努めるものとします。

事業者の役割

事業者は地域社会の一員であることを認識し、健幸に対する意識を高め、市が実施する健幸なまちづくり施策に協力するよう努めるものとします。

市の責務

健幸なまちづくりは市の総合政策であり、必要とされる市役所内の複数部署にまたがる各施策や事業などを連携させ、市民、地域コミュニティ、事業者の意見を反映させ、その理解と協力を得て施策を実施するものとします。

2 人材育成

スマートウェルネスみつけの推進にあたっては、「健幸」を理解し、健康に望ましい行動をする市民を増やす必要があります。

市民の健幸づくりを啓発・サポートするソーシャルキャピタルの高い人材の確保は不可欠であり、市職員をはじめとした必要な人材の育成に努めます。

3 効果の検証・評価

本計画による施策の検証・評価については、計画に定められた指標による進捗管理等に基づき、「健幸づくり推進庁内検討委員会」および「健幸づくり推進庁内ワーキング」並びに見附市健幸基本条例第16条に基づき設置された「見附市健幸づくり推進協議会」において実施します。

健幸づくり推進計画

計画策定と管理体制

